

重要事項説明書

(居宅介護支援サービス・介護予防サービス利用のご案内)

社会福祉法人 九十九会

ユートピア第2つくも在宅介護相談センター

重要事項説明書

(居宅介護支援サービス・介護予防支援サービス)

1. サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用される高齢者を対象に、様々な障害を抱えながら、住み慣れたご自宅で日常生活が送れるよう、高齢者の心身の状態に応じた、またご家族の希望に沿った「居宅介護サービス計画」の作成などを行います。

2. ユートピア第2つくも在宅介護相談センター（居宅介護支援事業所）の概要

(1) 事業所名、所在地及びサービス提供地域

事業所名	ユートピア第2つくも在宅介護相談センター
所在地	〒463-0807 名古屋市守山区鼓が丘一丁目115番地
介護保険指定番号	2371300266
サービス提供地域	名古屋市守山区、尾張旭市

(2) サービスの担当者

相談に応じる担当者は、厚生省令で定められた試験に合格し、研修を終了した下記の介護支援専門員です。ご不明な点がございましたら、気軽にご相談ください。

- ・ 担当者名 増田 佳代子 近藤 大喜
- ・ 電話番号 052-739-1678
- ・ FAX 番号 052-739-1679

(3) 職員体制

職 種	人 数	主な職務内容
管理者(主任介護支援専門員)	1 名	介護サービス等管理業務の統括・代表
主任介護支援専門員	2 名	介護サービス等管理業務の企画調整・実施（1 名は管理者と兼務）

(4) 営業日、営業時間

営業日	月曜日から金曜日ただし祝日及び年末年始(12/29-1/3)を除く
営業時間	9：00から17：30（相談受付は17：00）

3. 介護サービスを利用するにあたっての重要事項

(1) お渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けたときやサービス内容を変更したときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。ご連絡がないと、いったん費用の全額を利用する側で立て替えていただく場合があります。

(2) 被保険者資格を喪失したとき、要介護状態区分の変更があったときには、お手数ですが、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

4. 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービス内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、利用者の依頼に基づき、次のサービスを提供いたしますので、気軽にご相談ください。

代行手続き（被保険者証をお借りします）	要 介 護 認 定 の 申 請 手 続 き (新規・変更・更新)
	「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出
相 談	介護保険制度に関する相談など

5. 利用料金

利用料	要介護の認定を受けた方	自己負担なし（全額介護保険給付） 要介護 1・2 $1,086 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 12,000 \text{ 円}$ 要介護 3・4・5 $1,411 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 15,559 \text{ 円}$ 初回時加算 $300 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 3,315 \text{ 円}$ 入院時情報連携加算 (I) $250 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 2,762 \text{ 円}$ (II) $200 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 2,210 \text{ 円}$ 退院・退所時加算 $300 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 3,315 \text{ 円}$ 緊急時等居宅カンファレンス加算 $200 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 2,210 \text{ 円}$ (月 2 回限度) 退院・退所加算 (I) イ $450 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 4,972 \text{ 円}$ 退院・退所加算 (I) ロ $600 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 6,630 \text{ 円}$ 退院・退所加算 (II) イ $600 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 6,630 \text{ 円}$ 退院・退所加算 (II) ロ $750 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 8,287 \text{ 円}$ 退院・退所加算 (III) $900 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 9,945 \text{ 円}$ ターミナルケアマネジメント加算 (月) $400 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 4,420 \text{ 円}$ 通院時情報連携加算 $50 \text{ 単位} \times 11,05 \text{ 円} = 552 \text{ 円}$ (月 1 回限度)
-----	-------------	---

	要支援１・要支援２の認定を受け、地域包括支援センターより当、事業所へ委託された方	自己負担なし（全額介護予防給付後、委託料が支給されます） 委託料 3,926 円（名古屋市） 初回加算 2,738 円（名古屋市） 委託連携加算 2,983 円（名古屋市）
	保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合（保険給付が受けられない場合）	負担あり 1 ヶ月あたり上記の利用料（居宅サービス計画作成と同額）
交通費	サービス提供地域利用者（第２項（１）に記載の地域）	無料
	上記以外の地域利用者（介護支援専門員がご自宅を訪問する都度）	◎ 通常の実施地域を超えた地点から 5km未満 200 円 ◎ 通常の実施地域を超えた地点から 5km以上 400 円

6. 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに関係機関及び家族の方に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

7. 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得た利用者や家族の情報は、了解なしには、他人に漏らすことはありません。

なお、介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業者を利用者や家族の情報を提供することがあります。その場合には、事前に了解をいただきます。

8. サービス内容に関する苦情

- (1) 利用者に提供した居宅介護支援に関する相談や苦情は、下記までご連絡ください。当事業所にて迅速に対応いたします。

・ ユートピア第2つくも在宅介護相談センター

利用時間 9:00～17:00（土・日曜日・祝日は除く）

電話番号 052-739-1678

- (2) 利用者は、当事業所以外に区役所の相談・苦情窓口、国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導担当

利用時間 9:00～17:00（土・日曜日・祝日は除く）

電話番号 052-959-3087

尾張旭市役所 長寿課 介護保険係

利用時間 9:00～17:00（土・日曜日・祝日は除く）

電話番号 0561-76-8144

愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

利用時間 9:00～17:00（土・日曜日・祝日は除く）

電話番号 052-971-4165

- (3) 苦情解決に社会性や公平性を確保するため、第三者委員も設置しています。

9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）に定期的に参加し、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に参加します。

11. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）に定期的に参加し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に参加します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

12. その他の重要事項

- (1) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅支援事業者へ依頼することは、控えてくださるようお願いいたします。なお、依頼を取り下げた後、別の事業者へ依頼されることはかまいません。
- (2) 契約書第18条に該当する、担当者に対するハラスメント（身体的暴力・精神的暴力及び攻撃・性的暴力）は、ご遠慮願います。
過剰または、不合理な要求、合理的範囲を超えられる（時間的・場所的）拘束には対応できません。

私は、提示を受けた上記の「重要事項説明書（居宅介護支援サービス）」に基づいて、ユートピア第2つくも在宅介護相談センターの職員（ ）からその重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所〒 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 住所〒 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

別紙 1

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	37.75%
通所介護	54.44%
地域密着型通所介護	4.91%
福祉用具貸与	64.95%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

令和6年 9月～令和7年 2月

訪問介護	つくもヘルパーサービス 46.11%	あしたば訪問介護ステーション 癒しの杜 15.59%	すこやか訪問看護ステーション 14.29%
通所介護	九十九会 71.62%	LET'S倶楽部 10.48%	デイサービスはなのき 6.19%
地域密着型通所介護	のびのびオオツカ 70.00%	デイサービスももの葉 30.00%	
福祉用具貸与	フランスベッド（株） メディカル 27.17%	（株）フロンティア 10.19%	（株）ピース 9.06%

サービス利用開始に際し、担当介護支援専門員に複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求めていることが可能です。